

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成20年12月5日(金曜日)  
午前9時30分~午前11時19分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 布施文子 委員長 河本芳久 副委員長  
徳並伍朗 委員 大中 宏 委員  
原田 茂 委員 山本昌二 委員  
萬代泰生 委員 有道典広 委員  
秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
重村暢之 局長 佐伯瑞絵 係長  
佐々木昭治 係長 田畑幸枝 企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村田弘司 市長 林 繁美 副市長  
福田徳郎 教育長 阿野繁治 市民福祉部長  
山根和彦 市民福祉部市民課長 福田和司 市民福祉部生活環境課長  
佐伯由美子 市民福祉部健康増進課長 五嶋敏男 市民福祉部地域福祉課長  
山田悦子 市民福祉部高齢障害課長 岡村恵右 美東総合支所市民福祉課長  
田代裕司 秋芳総合支所市民福祉課長 國舛八千雄 教委事務局長  
田中円城 教委学校教育課長 杉原功一 教委社会教育課長  
池田善文 教委文化財保護課長 杉本伊佐雄 教委体育振興課長  
井上貞一 教委美東事務所長 田村繁晴 教委秋芳事務所長

午前9時30分開会

委員長（布施文子君） それでは時間になりましたので。皆さんおはようございます。急に寒くなりましていよいよ冬将軍の到来かなと思うようになりました。ここでちょっと会の始めにご報告をさせていただきます。

先日11月の中旬にこの教育民生委員会で静岡県の掛川市と富士宮市へ視察へ行って参りました。掛川市では生涯学習のまちづくり及び学校統廃合の問題。それから富士宮市では子ども未来課という課がありまして、その子育て支援についての視察、それから「フードバレー」大きくいう食育であると思いましたが、そのことについて先進地の視察をして参りました。このことにつきましては委員会の提案としてまとめまして、今後の教育民生の諸施策の課題になんらかの提案になるようまとめ参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは只今より教育民生委員会を開会いたします。先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案5件について審査したいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

市長さん、何かございませんか。

市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（布施文子君） 議長さん、何かございませんか。

議長（秋山哲朗君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（布施文子君） 各委員さんよろしゅうございますか。

それではこれより審査を始めます。

まず最初に議案第9号美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 議案第9号は美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。ご説明をいたします。議案書9-1ページをお開きください。美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理について美祢市地域活動支援センターさつき園及び美祢市心身障害児デイ・ケアセンターコアラハウスを公の施設から除き、地域活動支援センター美祢地区ひので作業所を地域活動支援センターひのでに名称変更し、新たに公の施設とするものであります。美祢市地域活動支援センターさつき園は利用者の働く意欲の向上のためサービス体系を地域活動支援センターから就労継続支援に移行し、施設の設置及び管理につきましては障害福祉サービス事業を行う社会福祉法人に行わせるものとするもの

であります。またさつき園と建物が一体的で共有部分を有する美祢市心身障害児デイ・ケアセンターコアラハウスについても公の施設から除き、今後の施設管理につきましてはさつき園を管理運営する社会福祉法人が一括管理することで経費の節減を図ることとし、心身障害児デイ・ケアセンター事業については継続して実施をすることとしております。

参考資料の2ページをお開きください。主な改正内容は新旧対照表でご説明をいたします。第2条において施設から地域活動支援センターさつき園及び美祢市心身障害児デイ・ケアセンターコアラハウスを除き、地域活動支援センターひのでを加えるものであります。3条においてデイ・ケアセンターの事業を削除しております。第5条で語句の整備を行い、第9条の利用資格において精神障害者を加え、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の三障害に対応をすることとしております。なおこの条例は平成21年4月1日から施行するもので、地域活動支援センターひのでの管理を行わせる候補を選定する手続きについては経過措置を設けております。

以上で議案の説明を終わりますが、さつき園のサービス体系を地域活動支援センターから就労継続支援に移行することについて補足説明をさせていただきます。お手元に資料を配付しております。障害者自立支援制度の概念図、3ページのものを配布していると思います。1ページの概念図をお開きください。現在さつき園は地域活動支援センターとして図の右側、市町村が実施する地域生活支援事業の一施設として位置付けされております。今後につきましては左の、県から事業者の指定を受けたサービス事業者等が実施をいたします、この表で言いますと上から二つ目の枠内、日中活動系サービス、訓練等サービスの一事業所として位置付けられることとなります。障害者の方は市町村にサービス利用申請書を提出し、支給決定を受け、原則1割を負担して就労継続支援サービスを利用することとなります。サービス事業所等は市へ自立支援給付費を請求し、市は原則9割を給付をするということとなります。2ページをお開きください。地域活動支援センターと就労継続支援B型（非雇用型）ですが、比較を行っております。地域活動支援センターにつきましては地域生活支援事業の一つであり生産活動の機会の提供、社会との交流促進その他必要な支援の場となっております。障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準第2条に基本方針が示され、実施機関は市町村、利用者負担金の徴収の有無については市町村の判断となっております。就労継続支援B型については自立支援給付の一つのサービスであり、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に就労の機会を提供

するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスであり、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準第198条に基本方針が示され、法人であるサービス事業者が実施し、自立支援給付により運営することとなります。なお法人には地方公共団体も含まれます。原則1割の利用者負担が必要となりますが、1ヶ月あたりの負担上限額、減額措置が設けられており生活保護世帯では0、住民税非課税世帯では1,500円、所得割16万円未満の課税世帯では9,300円、16万円以上では37,200円ということになります。また山口県工賃倍増計画の対象事業所として相談支援体制の充実も期待されます。3ページをお開きください。現行の地域活動支援センターさつき園と現在就労継続支援B型事業所である美東町にあります。ワークショップぴのきおとを比較しております。参考としてさつき園が就労継続支援B型事業所となった場合を右端に記載をしております。就労継続支援B型事業所への移行に伴いましてメリットといたしましては作業工賃の増加による働く意欲の向上、それから一番下に記載しておりますが市の一般財源については現在755万円となっておりますが、362万8千円となり392万2千円の減少が見込まれます。デメリットといたしましては利用者負担が新たに発生いたしますが、1ヶ月あたりの上限額が定められており、生活保護世帯では0円、住民税非課税世帯では1,500円となるということで、現在通所されている方につきましてはこの対象者となりますので大きな負担にはならないと考えており、就労継続支援B型へ移行した方が適切ではないかという考えによるものであります。以上で説明を終わります。

委員長（布施文子君） それではより詳しい資料を提示していただきまして説明をしていただきました。本案に対しましては先の本会議におきまして南口議員より心身障害者の就労について働く能力や働く技能、技術を身に付けていけるような協議検討をして欲しいというご発言がありましたので、そのことに的を絞って補足説明がありましたらお願いをしたいと思います。山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 本会議におきまして南口議員からご質問のありました心身障害者の就労の機会を与えられる手立てについてであります。現在生産活動の機会の提供、社会との交流の場の提供ということで地域活動支援センターとして市内にさつき園、あじさい、美祢地区ひので作業所があります。現在37名の方が通所されております。作業内容はゴム製品、紙製品の加工や花壇整備等を行っております。また市内には一般企業への就労を希望する人に必要な訓練を行う就労移行

支援事業所が1箇所、一般企業で就労が困難な人に働く場を提供し訓練を行う就労継続支援事業所が3箇所あります。77名の方が就労されております。各地域活動支援センター及びサービス事業所においてはそれぞれ障害者が社会の一員として活動されるよう努力をされております。また県におきましては就職を希望している障害者及び在職中の課題を抱える障害者に対して雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面それから生活面での一体的な支援を行う障害者就業生活支援センター等を広域圏圏域単位で設置をしております。宇部小野田圏域につきましては宇部に設置をされており職業生活において自立を図るため就業に関する相談支援、事業主に対する助言、ハローワーク障害職業センター等関係機関との連絡調整、連絡会議等を開催をされております。宇部健康福祉センター管内では就労支援に積極的に協力していただく社会適応訓練事業協力事業所が15事業所ありまして、そのうち1事業所が市内の事業所となっております。広域的には企業対象とした障害者雇用実践セミナーが開催されておりますが、企業に対して雇用支援制度や税の優遇措置等、今後情報提供をする必要があると考えております。就労支援ネットワーク構築事業も展開されておまして、障害者の働く場の拡大及び企業への理解・啓発の促進に向けての取り組みが検討されており、美祢市も積極的に参加をし情報収集に努めたいと考えております。市におきましては地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから本年地域自立支援協議会を設置いたしました。今後下部組織として就労支援部会を設置し障害者の就労のための情報収集、支援行動等について協議をして参りたいと考えております。障害者雇用に対する企業への働きかけとともに、行政として障害者の雇用の促進に向け福祉施設が取り扱う物品の購入それから清掃作業等役務を福祉施設に発注するなど視野に入れまして、高齢障害課だけでなく市全体で取り組んで行く必要があると考えております。以上です。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。本議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 参考資料の2ページ、今課長さんからご説明がありましたが心身障害児デイ・ケアセンターコアラハウス、これが説明では改正案の中のほうでは「ひので」のほうに統一されるとか、そのほうで維持管理するとかいう話をちょっと耳にしたんですが、これは確かですかどうですかお聞きします。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） コアラハウスにつきましてはそのままの状

況で事業も展開していきます。「ひので」というのは現在インターの下の所に美祢地区ひので作業所というのがありますが、その名称を「ひので」と変更し、今後市の施設として指定管理者を導入していくということで今回公の施設として条例改正をするものです。だから施設は別のものです。

委員（山本昌二君） はい、わかりました。私の勘違いでしたが、それですね、これ直接関係ないかもわかりませんが、昨日もある学校へ行ったときにですね、小さい子どもが二人、心身障害児の子どもがおったんですが、非常に一般のていうか元気な子どもたちとともに生活したいということで物作りの会場にも入ってきてにこにこしておるわけですが、やはりそうした子どもたちの指導は各学校の担当の先生二人が付き添って、旧美東町では大田小学校に二人いるわけですが、こうした子どもたちへのですね、この子たちへもこうしたセンターからのときには指導というか養護というかそういうことがされるわけですか。これは全く関係ないわけですか。ちょっとお尋ねしたいです。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） コアラハウスにつきましては未就学児を対象としておりますので児童・生徒については対象外となります。

委員（山本昌二君） はい、わかりました。どうもすみません。

委員長（布施文子君） ほかにございませんか。はい、有道委員。

委員（有道典広君） 改正について何ら異存はありませんが、ちょっとお尋ねしたいのがですね、この度新たに精神障害者保健福祉手帳というのが名前が出ておりますんでちょっとその仕組みをちょこっと教えていただきたいのと、何名いらっしゃるか。これが来年の4月1日ですけど、困っている方は早急にでも対応してあげないといけないと思いますんで期限前でもできるのかどうかというのが一つと、あと前回の委員会でも申し上げたと思うんですけど、せっかくこういう施設があるんですから作業工賃がですね、私これ時給かと思ったら日給になってますね。日給が450円から800円と。片方が日給が1,050円から1,490円と。普通の一般感覚で言えば完全に時給のレベルですね。その辺でですねなかなか障害者の方に作業というのも、仕事集めるのが難しいとかいろんなことがあると思いますけど、できるだけこの金額を上げるようなですね指導と努力も市も取り組んでいただきたいということのお願いも前回含めまして言ったと思うんですが、その辺の状況をちょっと説明していただければと思います。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 精神障害者保健福祉手帳につきましては精神障害者の方の手帳ということで、身体障害者であれば身体障害者手帳をお持ちですし、知的障害児（者）につきましては療育手帳というのををお持ちなので、これと同じような形で精神障害者の方についても手帳をということで、今手帳保持者は122名いらっしゃいます。それから工賃につきましては、さつき園につきましては去年は作業の注文等が多かったということもありまして平均的には月ですとね1万8,660円ぐらいという工賃を支払っておりますが、やはり発注状況にもよりますし、今目標としているのは山口県の工賃倍増計画というのは、障害者年金それぞれ受けられていらっしゃいますので障害者年金とそれから工賃を合わせた形で10万円を目標として計画が出されております。現在就労支援Bということなので、そこは訓練の場ということで2万円程度を目標にこれから、今のさつき園より、また充実いたしましたら工賃倍増というか工賃については増加が認められるのではないかと考えております。だから今目標としているのは年金と合わせた形で10万円、それで自立というか生活をしていただけたらということです。

委員長（布施文子君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） いろいろあろうとは思いますが、市の方もできるだけバックアップをしてあげたらと思います。以上です。

委員長（布施文子君） そのほかございませんか。はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） この新しい法律が18年いわゆる4月から施行で3年計画と見直しを図っていく、5年計画では抜本的な対応を検討すると附帯事項で明記されておりますが、今のように自立支援法のちょうどこの20年は3年目にあたりますので、たぶん法の改正がなんらか動きがあるのではなからうかというのは、現行法ではかなりの課題も出てきた。しかしこういう支援法のおかげで心身に障害を持っておる人たちが就労の機会また社会参加することによって生活に意欲を持ってくると。大変いいことですが、一つ課題があるんじゃないかならうか、その一つが今、南口議員が質問したのは一般企業等就職の機会をどうか増やしてくれ、そういう援助してくれとそういうことができるかできないか、こういうことでした。私に一度相談を受けて私も大変今苦慮しておるのが、実は心身障害を持っておる人が福祉関係の施設に雇用されて5年ぐらいおりましたけれども、やはり何人もそういう雇用することは施設としても運営上メリットが少ない、負担も多いということで最近雇用を打ち切られ

た。その施設はもう一人そういう精神的な障害ですかそういった方を雇用しておられますが、やはりそれがために今こういうセンターへの通所っていうのも拒んでおられる。家庭にこもっておられる。大変気の毒なんです。お父さんと二人で、まだ30代後半でございますが、どうか就労の機会がどっかにあれば働かせたいと。しかしそういった働く受け手がなかなか見つからない。だからそういう意欲のある人の働く場の確保について行政もしっかりひとつ支援をして欲しいというこういう趣旨だったと思います。今回の条例改正の趣旨はいわゆる就労継続支援センターに該当するいわゆるB型、先程宇部管内に就労移行支援の施設がありそこからハローワーク等を通じながら企業への就職機会を支援していくというそういう仕組みが市内ではないわけですが、実際にそういった希望者を市としてお世話するそういったケースがこれまであったかなかったか、今後そういったケースに対してどういうふうに対応されるか、いわゆるそういう働きたい意欲はあるが障害を持ってるがためにその機会がなかなかできにくい、これが第一点。第二点は行政としてそういう行政サービスの中で機会を提供することができないか。これは私は秋芳町のときはかなりこのことについて質問しましたが、なかなかシルバー人材センターもこれは病歴を持っておられるということで、いつそういうことで倒れられたら大変だから登録は受け付けないということなんです。例えば秋吉台の清掃管理、そういったことだったら当然そういった人でもできるけれども、シルバーに全部作業委託しておるのでそういった人たちの就労の機会が実は閉ざされていた。リサイクルセンターについても国の支援でそういった人たちの雇用の場を提供するといいいながら実際はそこも閉ざされていた。行政の中においてそういう受け入れ体制についても検討する余地があるかないか、私は当然お願いしたいんですが、今の就労継続型の支援のBをAに市内として移行するような、希望者がおれば積極的にそういう相談に乗られるかどうかということ、それと今の行政の対応、この二件についてお尋ねします。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 市から施設等で訓練を受けてる方を積極的に一般企業へということは特には行っておりません。なかなか難しい面がありますので現状では難しいんじゃないかと思いますが、今後就労継続支援の中できちんと訓練ができて一般企業へ送り出される方が出てくれば、それを施設としても望んではおります。それから市の行政サービスでということなんです、これにつきましては今建設課等では花壇整備とかそういう発注もしております。ただそれだけに限らず教育

委員会等でも各施設持っておりますし、保育所等も環境整備、窓を拭いたりとかそういう障害者にできる仕事をこれから全庁的な取り組みの中でピックアップしながら考えていかないといけないと考えております。市で雇用するかどうかということは人事の方の担当の考え方となると思いますが、全体として今後協議を進める必要があると思います。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） 市長さんにお尋ねしますが、今この支援センターの3つの施設が市内で、あじさいとかひのてとか、ぴのきお。これらのいわゆる就労してそこで少しでも収入を得るということで作業をなされていますが、非常に開きがある。どういうことかということ、私の今まで調べた中では例えばあじさいでは今2つの企業から月にひとつは5万円、もうひとつは2万円で11名の障害者が7万円ですが、この作業で得られる1ヶ月の、いわゆる多い人で1万600円あまりだと。一方ぴのきおの方を少し調べてみましたら19年度390万円。ある企業からの発注が390万、この390万をぴのきおの方に入っておられる人が20名で、サービス内容が片方は弁当持参、片方は給食サービス、そういうサービス内容が非常に異なっておる。そして今のように就労して働いても1ヶ月1万円にもならない。それに対して負担を1割も出していかんにゃならん。職員のいわゆる配員においてもパートであるのと、きちっとした職員3名、所長以下4名あって今のようなサービスがやられておるところと非常に作業所そのものに格差が出ている。この辺の対応についてどう考えて市長がおられるか、あわせて今秋吉台のゴミ拾い清掃管理委託を全部シルバーに委託されておるが、そういう作業所に委託すればかなりの賃金がアップしていく、所得収入にもつながっていく、そういうことについてせつかくこういう法律がございますので自立支援のための支援はできないかどうか。以上です。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 今あじさいとぴのきおについて言われましたが、これは形態が地域活動支援センター、これがあじさい、それから就労継続B型というのがぴのきお、だから経営運営自体体系が違います。ぴのきおの方は負担金1割ですね、払っていただいて、月額上限1,500円を払っていただいて通所していただいております。あじさいの方は市長の判断ということなので今は無料で通所していただいております。作業内容につきましてもあじさいの方は交流の場ということもありますので、実際作業そればかりではなくていろんなレクリエーション等もあり

ますし、またそこに通所される平均日数というのも比べますと、あじさいは10日程度出られるということで、昨年度を比較しますとあじさいは6,689円平均もらわれていると、それからぴのきおにつきましては15日程度行かれておりますので2万1,390円ということになっております。施設の形態が違いますので二つを比べるってことは少し無理があるのかなと思います。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） 実はぴのきおの方はもう昨年そういうB型支援センターとして、今回ひのひについても、あじさいについてもその方向に移行するということになるわけですかいね。その辺ちょっと確認。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） あじさい、それからひのひのですが、これは小規模な、定員が10人ですので継続支援の方は原則それぞれ単独では移行できません。今あじさいにつきましては指定管理者ということで社会福祉協議会に管理をいただいておりますので、その契約期間があと2年ございます。それでひのひの方につきましては来年度からを予定しておりますので、一応社会障害者福祉施設については3年間となっておりますので3年の予定で契約をする予定にしておりますが、今後については一方でその2つを併せた形で就労の方に持っていけたらいいなという希望はございます。現在は2つを一緒にするということができないという状況になっております。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） ぴのきおは19名だったと思うんですね。あじさいの方は11名で、通所されている障害者の方の状況を見ますと、ぴのきおの方では22、3から60数歳、かなり高齢者もその中に行って、かなりこの障害の程度がばらつきがあって手帳を持っておられる。しかしあじさいの方は非常に若い人が、20代が見たところ多くて非常に外観で見ればどこの職場にもそういう程度の従業員はおられるようないわゆるかなり元気な方、実のところ障害手帳を持っておられるけれどもこの施設に登録をしないまたは行かない、かなりおられるんじゃないかなと思うか。しかし今のようにぴのきおのように体制が整っておる所にはそういう希望者がどんどん集まってくる、だから対応もよくなる。一方では小規模校で対応が不十分な所はそれに登録する人も少ない。ということはやはり市民として同じような対応がしていただけないだろうか。これが住民の強い要望でもありますし、私も何件かそういう相談にもこれまで乗

ってきたわけです。実は市として行政は市町村はそういう心身障害者の実態の把握、希望、相談、それを担う責務があるということがこの法にははっきり明記されている。それに沿ってこういうセンターを管理運営するわけですが、そういったことで希望に添う努力、ようやく社会の一員として心身障害を持つ人も自らの力で生きていける支援をできるだけしていこうじゃないかと、この法律の精神をもう少し生きて働く、活かしていくそういう姿勢はできないだろうか。ちょっと違いがあまりにも出てきておりますので、その辺はどうですか。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 相談体制の充実には今後努めていきたいと考えております。ぴのきおなんですが、就労支援Bについては自立支援の給付のほうの関係になりますので必ず手帳を持っていらっしゃる方でないと通所ができません。今地域活動支援センターについては手帳保持者で、身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉手帳ということで明記しておりますが、その下に市長が定めるものというかその他の部分もあります。だから手帳を保持してない方も通行できるという形になっておりますので、ある程度門戸を開いた形で地域活動支援センターも必要ではないかと考えております。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） もう一つ。運営にあたる経費の問題で、いわゆる今のようなぴのきおのほうに移行していくことによって市の負担軽減がずっと図られるんじゃないか。というのは今B型に移行すれば1日あたり通所者4,810円ですか、4,810円は国からの支援金として、その支援金を持って運営し残りのいわゆる1日あたりの労賃をその中から出し、そして作業されたその作業賃と合算されれば当然今度は収益はあがってきます。そういうことからすると4,810円の国からの支援金をもって運営するのと、市の直接持ち出しで管理委託をするのとかなりこれは今後市の財政から考えても、そういう方向性を持っていったほうが市としてメリットが出るんじゃないだろうか。その辺はどうですか。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 先程資料で説明いたしましたように地域活動支援センターにつきましては、3ページを見ていただけたらわかるんですが国から定額での150万円の補助と県からその2分の1の75万の補助のみということになりまして、市の一般財源が755万円、それから就労Bに移行いたしますと自立支援

費9割分の4分の2が国から、4分の1が県から、4分の1が市の負担ということになりますので訳00万円という財源が減少できるという形になります。だから先程も申しましたように今後指定管理を二つ、ひのでとあじさいをしていきながら今後どうしたらいいのか、就労Bに移行するのが適切か、地域活動支援センターのままでいいのかということは協議し、財政面、利用者のことなどことを考えて検討をしていきたいと考えております。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） 要望としてはですね、やはりBに移行するよう努力するとともに該当者に対してはそういうPRをしっかりと、やはり自分たちも地域社会の一員だという、阻害されていないだとそういう支援策もあるんだと、家族の方にもそういう夢と希望を与えるような行政執行をお願いしたい。そういうひとつのまだ法ができて3年ですから、うまくその法の移行に乗って行政執行されるほうをひとつ要望しておきたい。それが美東町が早くそういったのを取り入れて、現実には私から見たらかなり意欲的にそこで訓練したり生活をしたりしておられる姿を見てとても感動いたしました。そういうことについてこれからひとつしっかり努力されるための条例改正ということについては私異論はありませんけど、中身がよく今まで勉強不足でわかりませんでした。どうもありがとうございました。

委員長（布施文子君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（布施文子君） それではご意見も先程からともに出ているようですが、ご意見がありましたら。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。それではこれより議案第9号美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

45分ばかり経ちましたのでここで休憩を取りたいと思います。25分までよろしゅうございますか。それでは25分まで休憩を取らせていただきます。

午前10時16分休憩

---

午前10時25分再開

委員長（布施文子君） それでは引き続きまして審議をいたします。議案第10号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。福田生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） それでは議案第10号についてご説明をいたします。議案書の10-1ページをお開きください。議案第10号は美祢市廃棄物の処理及び清掃に関します条例の一部を次のとおり改正するものでございます。現行の可燃ゴミの収集運搬手数料につきましては収集袋の大、これ50リッターでござい  
ますが、1枚あたり25円、小、30リットル、1枚あたり15円とし新市発足後市民の皆様の利用に供しているところでございます。そのようななか核家族化、少子高齢化に伴いまして旧美祢市及び美東町で使用しておりました20リッターの収集袋につきまして市民の皆様から数多くの要望をいただいたところでございます。そのようななか市民の皆様のニーズにお応えし、排出されるゴミに見合ったゴミ袋を皆さんに適合するという観点から1枚10円の特小、20リットルの収集袋を設定したものでございます。それに伴いまして今回の所要の改正を行い、平成21年4月1日より施行するものでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。はい、徳並議員。

委員（徳並伍朗君） 非常にありがたいことだなと思っております。といいますのは、市民の皆さんから要望があったんですが、核家族化によりまして、少子化によりまして非常にゴミが出るのが少ないということ、第一件ですが、大きな袋であれば長く家の中に置いておかなければいけないということになって、臭いにおいがするということ。それから溜まったら、30リッター、50リッターになると重たいということ、恐らく非常に市民の皆さんは望んでいたのではないのかなということとあります。以前市長は委員会、この産業廃棄物等の委員会においてそういうふうに決まったのであろうと言われたんですが、またその委員会を開催されてこのようになっていると思っておりますが、非常にいいことだなと思っておりますので、私は賛成をいたします。以上です。

委員長（布施文子君） そのほかご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それでは、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） これは状況、教えていただきたいんですが、少しでもゴミの量を少なくすると、こういうPRの一環として今県が新しくエコファーム認定、これにひとつ生ゴミの活用ということ、まあそういったかたちでリサイクルすることによっていわゆるゴミの焼却処分せんにゃならん経費の削減に少しでも役立つ、併せて農業の振興、安心安全な食料の確保、そういう面で県はエコファームの認定、またそういう農家に対する支援策も打ち出しておりますが、このようにこのゴミ袋を少量化することによって便宜を図るが、一方ではゴミの量を少なくする、そういう面でどういうふうにご考慮されているか、ちょっとお伺いしたいんです。

委員長（布施文子君） はい、福田生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 委員さんからのご質問でございますが、エコファーム、言われますのが、いわゆる家庭並びに事業所から出ました生ゴミ、こういったものを原料として肥料等に加工したものを農業のほうに循環していくというやり方だろうと思います。委員さんご指摘のとおり、エコファームにつきまして宇部のほうの企業さん、阿知須のほうの企業さんですが、そういった事業所さんがそういった堆肥化について取り組まれておまして、県のほうもそういった取り組みの働きかけを各市町村にしておるところでございます。しかしながら通常のゴミ同様ですね、分別をまずはしなくてはいけないこと。それと通常の引き取り単価に比べてどうしてもコストがかかると、事業所についてコストがかかるということで、なかなか参画される事業者さんが、なかなかコスト面において通常のゴミで出した方が経費として安く上がる面がございます、全ての事業者さんが参加されているという状況にはございません。そういったなかで当地区におきましてもそういった取り組みを進めていく必要があるかというふうにご考慮しております。一般廃棄物の今後の計画を立てるなかで、そういった循環型社会についてこういったスキームがいいのか、こういった手続きがとれるのかということをご検討したうえで、計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

それとゴミの減量化でございますが、近年人口も若干減少傾向にございまして、ゴミの量、これもやはり分別収集が進んできているということで、減ってはきております。しかしながらRDF施設でコストも非常に高くつくということもありますので、

今以上に分別化を進めるための方策につきまして、先程申しました廃棄物の処理計画の中で今後検討していく課題であろうというふうに考えております。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） 要望でございますが、エコファームに取り組んでみようと、いわゆる農家の調査をされ、そして今のような生ゴミの利用も場合によったら検討してみたいとそういう農家の意向、一方生ゴミを出される、特に業者あたり、豆腐を製造されれば殻が出ますとか、そういう食品関係の業者に対してそういうこのエコに回す、いわゆる分別ができるかどうか、今後そういったことも市として仲介を、労を取られて、いわゆるゴミの減量併せて安心安全な食料の確保のための農業を実施するという方向性で努力していただきたいと、以上でございます。これは要望でございます。

委員長（布施文子君） ほかにございませんか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） 意見です。意見といえるか、お願いですけれど、これはこの度可燃物だけになっていますよね。これ不燃物についても、特に不燃物なんかは一年間にその袋に一杯になるという、半分にもならないケースが多いんです。それと最近特にですね、いろんなゴミになるものが、いろんな高度成長とか科学の発達によってですね何に分別して出していいかわからない面が非常に多いんです。そういうふうな、ただカレンダーだけではですねはっきりしないわけですよ。だからどういうふうなもの、こういうふうなものはどういうふうなもので出してもらいたいとか、それから特に不燃物についての回収方法ですね、これももう少し簡単に、袋を使うんでなしにできるだけコンテナを使うとか、そういうふうな形に持っていかれたほうが逆にいいんじゃないかと思しますので、その点についてもひとつこれから先の検討課題としていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長（布施文子君） そのほかご意見ございませんか。はい、有道委員。

委員（有道典広君） 6月に私もこのことで委員会で述べたんですが、早速条例改正していただきありがとうございます。4月1日より施行すると書いてありますが、正月とかいろいろありますが、このたびの議会で議決したらすぐ施行するというわけにはいかないわけですか。

委員長（布施文子君） はい、福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 只今の質問でございますが、当然私どもも

一市民という立場で考えると出来るだけ早く改正に伴ってすぐに導入をとということも考えて担当者とも協議をいたしました。しかしながらゴミの入札から製品の作成までこういったものにつきましてやはり急いだとしても3ヶ月程度かかります。また市民の皆様への周知する周知期間というのが必要でございまして、当然在庫につきましてその月でなくなるというふうな対応では困りますので、半年なりの安定的な対応ができるという前提で取組みを行っておるということを理解していただけたらと思います。以上でございます。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第10号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を審査いたします。本委員会の所管事項につきまして執行部より説明を求めます。山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。教育民生委員会所管の人員費につきましては6月以降の人員費の調整となっておりますので以下説明を省略させていただきます。28、29ページをお開き下さい。民生費・社会福祉費・障害者福祉費です。負担金、補助及び交付金、障害者福祉経費として168万6,000円を計上しております。内訳は通所サービス利用促進事業補助金として80万円、これは通所による生活介護自立支援、自立訓練等の各事業所において行う通所サービスの利用について利用者の送迎を行う際に要する費用について補助する事業で利用者の送迎に係る負担の軽減を図ることを目的としております。ケアホームの重度障害者支援体制強化事業補助金として88万6,000円、これは指定共同生活介護事業者のうち障害程度区分4以上の認定を受け市町が共同生活介護の支給決定を行った障害者を受け入れる事業者に対して市町が補助する事業で、重度障害者の支援体制を強化することを目的としております。続きまして老人福祉費です。これは後程議案第6号でご説明いたしますが、平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正に伴い介護保険事

業特別会計繰出金として242万円を追加計上するものであります。続きまして老人福祉センター費、需用費として46万5,000円です。これは老人憩いの家及びカルストの湯の管理経費について燃料費の高騰に伴い増額補正をするものであります。

委員長（布施文子君） はい、五嶋課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） それでは引き続きまして民生費の生活保護費の補正をご説明をいたします。資料の30、31ページをお開きいただきたいと思っております。生活保護費総務費でございますが、償還金、利子及び割引料でございますが、生活保護適正化実施推進事業の前年度の精算返還金といたしまして20万5,000円の計上でございます。続きましてちょっと前に戻ってきますが、歳入の方でございます。16、17ページをお開きいただきたいと思っております。歳入はあとまとめてということでございますので。以上でございます。

委員長（布施文子君） 福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） それでは引き続きまして衛生費についての説明をいたします。30ページ、31ページをお開きください。衛生費、保健衛生費6火葬場費についてでございますが、需用費船窪山斎場運営経費として燃料費12万3,000円の予算計上をしております。続きまして衛生費、清掃費でございますが2の塵芥処理費これは需用費でございますが、カルストクリーンセンターの管理運営経費に伴います燃料費、灯油代でございます。それと光熱水費これは電気代でございますが、こちらにつきまして燃料の高騰に伴います補正予算の計上をいたしております。原材料費につきましても生石灰90万3,000円の予算計上でございますが、これも灯油高騰に伴います生石灰の単価の高騰に伴います補正でございます。3番目のし尿処理費でございますが、需用費として衛生センターの管理運営費として光熱水費、これは電気代でございますが193万6,000円の補正を行っております。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、國舛局長。

教育委員会事務局長（國舛八千雄君） それでは教育費につきましてご説明をさせていただきます。38、39ページをお開きいただきたいというように思います。教育費の2項の小学校費、教育振興費、備品購入費に110万円、そして教育費の3項中学校費の教育振興費の備品購入費に50万円の補正をお願いするものでございます。これはお二人の方から指定寄附金といたしまして160万円の寄附がありましたので、寄附の趣旨に沿いまして小学校の図書費に110万円、中学校の図書費に50万

円をあてるものでございます。ご寄附をいただきましたのは美祢市於福にお住まいの永富元隆様から100万円、伊佐にお住まいの江藤行夫様から60万円のご寄附をいただいたものでございます。永富様は元教師でございまして、今年9月に高齢者叙勲瑞宝双光章を受章されまして、校長として勤務をされておりました小学校5校にそれぞれ16万円、そして中学校に10万円を合わせて100万円のご寄附をされたものでございます。勤務をされた小学校は本郷小学校、川東小学校、重安小学校、別府小学校、嘉万小学校の5校と美東中学校でございます。そして江藤行夫様は薬仙石灰の株式会社の会長でございます。伊佐にお住まいになられて60年を迎えられたと、そして更に薬仙石灰も60周年を迎えたということから伊佐小学校と伊佐中学校にそれぞれ30万円ずつ合わせて60万円のご寄附をされたものでございます。そういうことで小学校費の備品購入費110万円につきましては本郷小学校、川東小学校、重安小学校、別府小、嘉万小学校そして伊佐小学校の6校の児童用の図書の購入費でございます。中学校費の備品購入費50万につきましては伊佐中学校と美東中学校の図書の購入費にあてるものでございます。次に40、41ページをお開きをいただきたいと思えます。教育費の3項中学校費、学校施設整備費の委託料として135万円の追加補正をお願いするものでございます。学校施設の第一次耐震診断の結果、構造耐震指数が0.3未満の施設の第二次診断の業務の委託経費でございます。今回補正をお願いをしております第二次診断は6棟でございます。小学校が3校の3棟、伊佐小学校の管理棟、川東小学校の屋内運動場、城原小学校の屋内運動場、中学校が2校の3棟、美東中学校のA棟、B棟、そして秋芳南中学校の教室棟でございます。今回の補正額135万は美東中学校の校舎2棟分の第二次診断の業務委託料の前払金で委託料の30%にあたる額でございます。一応契約金がですね30万円以上の場合は30%の前払いができるということになっているものでございます。なお第二次診断の設計業務は一箇所の耐震診断に現在数ヶ月、6ヶ月から8ヶ月程度を要する状況となっております。これから委託をいたしましても平成21年度の3月31日までに耐震診断業務の完了が見込めない状況でございます。そうしたことから耐震診断に要する日数が年度をまたがることとなりますので、今回6棟の耐震診断の経費といたしまして1,450万を見込んでおります。その中で135万円は今年度の経費として計上いたしておりますが、残り1,315万円は翌年度支出となりますので債務負担行為を設定をするものでございます。44ページをお開きいただきたいというように思います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支

出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。まず小学校の耐震化事業の限度額は760万円、当該年度以降の支出予定額の期間は2年、支出予定金額は760万円でございます。中学校の耐震化事業の限度額は555万、当該年度以降の支出予定額の期間は2年、支出予定金額は555万円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（布施文子君） はい、杉本体育振興課長。

教委体育振興課長（杉本伊佐雄君） 続きまして保健体育費のご説明をいたします。資料の42、43ページでございます。体育施設費の需用費、温水プールの運営経費の燃料費でございます。160万6,000円の補正額でございます。これにつきましては当初税込の単価70円で予算化しておりましたが、原油価格の高騰によりまして単価が上がったために補正をお願いするものでございます。10月時点の単価で今後の予想使用量を過去の実施使用量を参考にわりだしまして約1万5,760リットルの不足を生じますので、10月時点の単価でわりだしまして160万6,000円の補正でございます。資料としましては一枚紙で財政課のほうから出してございます12月補正に係る各施設の燃料の使用量についてということでA4の一枚紙の横になったものがございます。主な施設として道の駅、トロン温泉、温水プールとございます。上のほうから利用者数、使用量これにつきましては10月までは実施数でございますが、11月以降は去年のデータでございます。購入単価につきましては3番目に掲げております。したがって10月までにそれぞれ高騰がございましたが、10月以降は101円の単価で予想をしております。この11月におきまして実質的には温水プールの場合101円が81円であったということで、今後また値下がりか予想されればその都度金額が太ければ補正で不足額を落としていくという予定にしております。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは歳入についてご説明をいたします。16、17ページをお開きください。国庫支出金・国庫補助金・民生費国庫補助金、社会福祉費補助金88万6,000円です。これは先程ご説明いたしましたケアホームの重度障害者支援体制強化事業に対する補助金です。全額補助となります。

委員長（布施文子君） 五嶋課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） それでは同じく16、17ページをお開きいただきたいと思います。国庫支出金の国庫負担金でございますが、生活保護費

負担金でございます。前年度の精算交付金といたしまして1,150万の計上でございます。これは交付決定額、それから所要額等の差額でございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） 山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは15款の県支出金・県補助金・民生費県補助金、社会福祉費補助金60万円です。これは先程ご説明いたしました通所サービス利用促進事業補助金です。4分の3の補助となります。

委員長（布施文子君） 國舛局長。

教育委員会事務局長（國舛八千雄君） それでは18、19ページをお願いいたします。寄附金の1項、寄附金・教育費寄附金、補正額は160万円でございます。小学校寄附金といたしまして110万円、そして中学校寄附金が50万円でございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。本議案に対する質疑はございませんか。有道委員。

委員（有道典広君） 燃料費の件でいろんな部門で出てますが、船窪山ですかね、斎場それは出てるんですけど、管理者になってるゆうすげ苑は燃料増えるんじゃないんですか。これはどこにあるんですか。

委員長（布施文子君） はい、福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 今ご質問のありましたゆうすげ苑の燃料費の件でございますが、これにつきましては指定管理者で運営しておりまして、そちらの管理者のほうと確認をいたしました。委託料の中で確かに燃料費は上がっておるんですけど他の費用の面を調整した上で委託料の中で対応するというので、今回は上げないということに対応をするというふうに考えておりますのでそういう対応になります。以上です。

委員長（布施文子君） ほかにございませんか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） これは関係ないかも知れませんが、カルストの湯ですけど、これは若干燃料費として計上されてますけど、非常に管理がよくないみたいなんですよ、すごく人氣が悪いんですよ。でなんとかしてもらえないかという意見が非常に強いんですけど、カルストの湯も一般の人じゃたらどこにあるかわからんですよ、ただ前にカルストの湯と書いてあるだけで、道路通ってもぜんぜん目につきませんし。いろんな面で非常に、合併してかなり時間的な面はよくなったんですけど

ど、ただ燃料が上がったからといって全部それだけ鵜呑みにするのも、対応について若干割引をしてみてもいいんじゃないかという気がするんですけど、この件についていかがでしょうか。例えば100%認めるんじゃないしに悪いから70%しか認めてやらんでよというふうな、対応次第によっても多少変えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。以上です。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） ご指摘の管理につきましては今後所長ともよく確認をいたしまして、管理の改善法に努めてまいりたいと思います。燃料費につきましては必要な経費ということで認めていただきたいと思います。看板につきましては来年度予算のほうに今から財政課との協議の中で交渉をしていきたいと考えております。

委員長（布施文子君） はい、大中委員よろしゅうございますか。その他質疑はございませんか。はい、有道委員。

委員（有道典広君） 社会福祉の中で通所サービスの補助金が出ております。教育関係のほうの児童福祉からの件やらいろんな面で通所というか通学補助が出ておりますけど、まだまだ市外に通われておられる方もおられます。そちらのほうの補助金をですね、補助金というか県やらの補助がないから市の単独という格好になるかとは思いますが、人数も少ないので教育機会の均等というか、いろんな機会の均等ということで是非ともそちらのほうも検討していただきたいと思います。でき得るならば来年度は予算化して欲しいなと思っておりますが、その辺はいかがでしょう。

委員長（布施文子君） 山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 施設への通所の通所費の補助ということでありますが、県内を調査いたしました結果、1市につきましては旧法の施設、自立支援法に変わる前の施設については補助をしていた、補助を、今も移行中でありまして旧法の施設について通われる人には補助をしている市が1市、それから市営でバスを走らされてる岩国市なんですけど、市営バスを持っているところについてはそのバス代についていくらかの補助をしております。あと11市、美祢市も含めてについては特に通所に対する交通費の補助というのはございませんので、高齢障害課としては現在のところ考えてはいないということでありまして、今後につきましては財政、それから上層部との協議が必要と考えております。

委員長（布施文子君） 有道委員。

委員（有道典広君） 説明は現状の説明ですから良く分かりますが、やはりそういった面で大変苦労されてる家庭もございます。補助しても大した金額ではないと思いますが、機会の均等ということでどなたも同じようなサービスができるということで、是非とも市単独でも具体化していただきたいことをお願いしまして質問を終わります。

委員長（布施文子君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ないようですので、それではこれより議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） それでは議案第3号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。予算書の49ページをお開き下さい。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ6,893万4,000円を追加計上しまして、予算総額を32億7,538万7,000円とするものでございます。それでは歳出について説明をいたします。60、61ページをお開き下さい。歳出につきましては、まず総務費・総務管理費・一般管理費につきまして98万1,000円を補正しております。これは人件費に係る部分が14万1,000円、人事異動等によるものでございます。続いて一般管理経費、手数料として84万円を計上しております。これにつきましては国保連合会に対する合併業務手数料でございまして、昨年合併がございましたが、その手数料でございまして、1保険者当たり21万円ということで旧一市二町と新市の4保険者分84万円でございます。これが20年度になった理由につきましては、実際作業終了が本年の9月頃でございまして、通常ほかの市町村の合併におきましても翌年度に予算で支出するということになっておりまして、昨年での支出ではございませんのでご了承いただきたいと思っております。続きまして、後期高齢者支援金につきまして1,640万6,000円を計上しております。これは社会保険診療報酬支払基金

の決定した金額に基づきまして補正をしておりますが、当初見込みの人数単価におきまして増減があったことによる補正でございます。続きまして、共同事業拠出金ですが高額医療費共同事業拠出金に1,498万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金に3,556万4,000円を計上しております。これにつきましては高額医療費に対する再保険制度でございまして、山口県全体で調整するものでございます。今年度の山口県全体の高額医療費が増加したことによりまして国保連合会より金額の変更の決定がございましてそれに基づきまして補正をしたものでございます。続きまして次の62、63ページをお開き下さい。予備費ですが99万8,000円を補正しております。これは歳入歳出の調整した結果によるものでございます。

続きまして、歳入でございますが56、57ページをお開き下さい。国庫支出金・国庫負担金・療養給付費等負担金につきまして557万8,000円を補正しております。これは後期高齢者支援金に対する国の34%の負担でございます。続いて高額医療費共同事業負担金につきまして、これは高額医療費共同事業の国の4分の1の補助でございます。374万6,000円でございます。続きまして国庫支出金・国庫補助金・財政調整交付金でございますが、これが147万6,000円でございます。これは後期高齢者支援金に対する国の9%の補助でございます。続いて県支出金・県負担金・高額医療費共同事業負担金につきましては、これも高額医療費共同事業につきまして県の4分の1の補助でございます。続きまして県支出金・県補助金・財政調整交付金につきまして114万8,000円でございますが、これは後期高齢者支援金に対する県の7%の補助でございます。続きまして58ページ、59ページをお開き下さい。共同事業交付金につきまして、高額医療費共同事業交付金でございます。これは歳出と同額を計上しております。保険財政共同安定化事業交付金、これにつきましても歳出と同額を計上しております。続きまして、繰入金の一般会計繰入金でございますが、これは歳出で説明しました事務費に対しての一般会計の繰入金98万1,000円でございます。続きまして繰越金ですが、これが920万2,000円でございます。平成19年度決算による繰越金を計上しております。以上でございます。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第3号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を審査いたします。執行部より説明を求めます。山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 95ページをお開き下さい。議案第6号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ1億4,745万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ27億2,726万9,000円とするものであります。最初に歳出をご説明いたします。104、105ページをお開き下さい。総務費・総務管理費・一般管理費、委託料です。これは413万7,000円です。これは要介護保険認定システムの認定調査等に変更が生じたので、この変更に伴う認定システムの改修経費です。続きまして、5款の基金積立金です。将来の介護保険給付費の支給に備えるため1億円を追加計上するものであります。106ページ、107ページをお開き下さい。諸支出金・償還金及び還付加算金・償還金、利子及び割引料におきまして2,187万3,000円を追加計上するものであります。これは前年度事業の精算の結果介護給付費において負担金等超過交付となりましたので精算額について国及び県へ変換するものであります。予備費につきましては2,109万3,000円を追加計上するものであります。

続きまして歳入についてご説明をいたします。102ページ、103ページをお開き下さい。国庫支出金・国庫補助金・介護保険事業費補助金、介護保険事業費補助金といたしまして206万8,000円を追加計上するものであります。これは先程ご説明申し上げましたシステム改修業務委託料について2分の1が補助となるものであります。続きまして繰入金・一般会計繰入金・その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金です。これは職員給与費及びシステム改修費を繰り入れるものであります。続きまして、繰越金として1億4,296万6,000円を追加計上するものであります。

す。以上で説明を終わります。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。質疑はございませんか。よろしゅうございますか。はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） ちょっとご質問いたしますが、104ページ、介護給付金の積立金1億円ですが、この1億円というのは基金として積み立てる、これは初年度でこういったこと、今度もこういったことでこの積み立てを計画されるんですか、それとも、積み立ての意図ですね、収支が年度で合えばこれほど積み立てをする必要はないんですが、やはりしておこなわなければならないという根拠、国では埋蔵金とどのように言われておりますが、そういうようなものに該当するのかどうか、中身がわからん。それだけの1億円の基金を積み立てておこなうてはならない根拠、ひとつ説明願います。

委員長（布施文子君） 山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 介護保険会計につきましては収支で余った分につきましては準備基金積み立て金として積み立てることになっております。このことについては現在、来年度から3年間の第4期の計画を立てております。その中でこの積立金については保険料へ充当し、保険料を計算することになっております。この積み立てた分につきましては、今回1億円ですが、今までに4,900万円程度積立金がございます。それと合わせた形で今後3年間の保険料の中に入れ、給付費の財源に入れることとしております。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） というのはね、良くわからないのが、いわゆる医療費の補填をしていくんだとか言われても、それを、収支が合わんから介護保険、介護保険は介護保険としての収支があればそれで目的を達成しているんじゃないか、敢えてこれを医療費のほうに回すという、苦肉の策、いろいろわかりませんが、ちょっとその辺が良く理解ができないから、それだけのお金が余剰金としてあれば何らかのサービスにまわすべきではなかろうか、しかしこれは準備金として積み立てておかなければならないもっと切実な根拠があれば教えてください。

委員長（布施文子君） 阿野市民福祉部長。

市民福祉部長（阿野繁治君） この準備基金についてもう少し遡ったところからご説明をさせていただきます。この介護保険につきましては3年間を一つのスパンとして事業医療をさせていただきます。これに必要な保険料を3年間分をプールした中でそ

れぞれ決めていくわけなんですけれども、当然介護給付は右肩上がりで上がっていくであろうという予測のなかで作ります。ですから3年間をトータルいたしますと2年目がちょうどくまぜ口になるであろうというのが一応の考え方なんです。だから1年目が余る、2年目がくまぜ口、3年目が足りなくなるということで、本来なら1年目で余っておるのを積み立てておいて、3年目で使うというのがこの準備基金の基本的な大本の考え方なんです。ただ第3期において若干予測を誤ったところもありまして、かなり、これ全部1号の被保険者の保険料でございますので、今部分を準備基金として積み立てておいて、次の第4期の計算をする時に保険料に充当する、要するに将来的には保険料はここまで上がるだろうけれども、これを充当することによって保険料の上げ幅を下げていくという充当の仕方をします。ですから決してほかの所に使うわけではなく、あくまでも第1号被保険者の保険料に対してこれを第4期で1億5千万円程度を充当して保険料を下げていくという考え方になります。これ以後も同じような考え方で余った分は積み立てておくという形をとりますけれども、基金として未来永劫ずっとひっぱっていくという基金ではございません。以上でございます。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） そうするとやはり見直しを図って、介護保険料を下げていくとか、また上げるとか、そういう調整の基金としてこれを今回は一億円を積み立てると、こういうことですね。市民に良く納得していただかないと、それだけのお金が余剰金として出ておればなぜ計算の見通しを誤ったかというようなかたちを、誤解を受けてはいけませんので、ちょっとその辺の確認をした次第です。以上です。

委員長（布施文子君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第6号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案5件につきまして審査を終了いたしました。  
その他委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。ご審議、ご協力誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

午前11時19分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年12月5日

教育民生委員長

布施文子